

**平成 27 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 1	補装具費支給制度における貸与方式導入に向けた体制のあり方の検証等に関する研究
補助基準額	600万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度のあり方等の検討において、いわゆる貸与方式を導入すべきではないかとの意見が出されていたところであるが、貸与方式を導入するためには、実際に支給決定の判断を行う市町村、貸与等を行う事業者、貸与に係る報酬額等のあり方など、これまでの先行研究を踏まえつつさらに検討を要する課題があることから、これらの課題について、今後の貸与方式の導入を見据えた具体的な検討（研究）が必要であるため、平成 26 年度の障害保健福祉総合推進事業において、「補装具費支給制度における貸与方式導入に向けた体制のあり方等に関する研究」が実施されたところである。</p> <p>実際の補装具費支給制度の中に貸与の仕組みを導入するためには、平成 26 年度の研究において提案されたモデル事業実施要綱について、市町村並びに身体障害者更生相談所の協力を得つつ、モデル事業の実施を通じた検証作業が必要である。</p>
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> 1．検討体制の整備 本研究を遂行するため、有識者等が参画した検討委員会を設置する。 2．モデル事業の実施 事業実施が可能な 2～3 自治体を選定し、モデル要綱に沿った事業を実施する。 3．事業の検証 モデル事業自治体に対するヒアリングを実施 モデル事業の結果の取りまとめを行い、制度内に導入するための課題・対応策を整理 並びに の結果を統合し、実際の制度としての運用可能な体制・仕組み作りについて検討、まとめを行う。
求める成果物	現行の補装具費支給制度へ効果的に貸与の仕組みを導入するための体制作りと手続きをまとめた報告書。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 / 福祉用具専門官（内線 3089）

**平成 27 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 2	意思決定支援のガイドライン作成に関する研究
補助基準額	300万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法において、国及び地方公共団体は、障害者の意思決定支援に配慮しつつ、障害者やその家族に対する相談業務、成年後見制度の施策又は制度が適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないとされている。 ・ 障害者総合支援法の附則において、法施行3年後を目途として、障害者の意思決定の支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。 ・ 上記を踏まえ、平成25年度、26年度の障害者総合福祉推進事業において、「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用支援の在り方に関する基礎的研究について」「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究」を実施し、平成26年度事業の成果物として、意思決定支援ガイドライン（案）を作成した。 ・ 平成27年度は、社会保障審議会障害者部会の検討状況や、実践現場で成果物に基づき試行的に意思決定支援を実践した結果等を踏まえ、意思決定支援ガイドライン（案）をさらに精査し、完成させることが必要である。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果物である意思決定支援ガイドライン（案）に基づいて、知的障害、精神障害、重症心身障害等の実践現場（想定される様々な意思決定場面について、10箇所・各3事例程度）において試行的に意思決定支援を行い、その効果やガイドラインの課題について検証する。 ・ また、試行的に行った事例について、ガイドライン（案）の中で意思決定支援の事例として紹介する。 ・ 社会保障審議会障害者部会における、障害者総合支援法3年後見直しの課題整理について把握し、適宜意思決定支援ガイドライン（案）に反映させる。
求める成果物	平成25年度、26年度の成果に基づき、障害者総合支援法3年後見直しの検討規定に定められている意思決定支援の在り方について、社会保障審議会障害者部会における検討状況及び試行的に行う意思決定支援の実践から得られた結果を反映し、試行的な実践内容を事例として加え、障害福祉サービス事業所等の職員が活用可能な意思決定支援に資するガイドラインを作成する。
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 / 障害福祉専門官(内線3040)

**平成 27 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 3	精神障害の特性に応じたサービス提供ができる従事者を養成するための研修プログラム及びテキストの開発について
補助基準額	500万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者総合支援法の検討規定では、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加えることとされている。また第4期障害福祉計画の基本指針では、サービスの提供に係る人材の研修として、新たに精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、保健所、精神保健福祉センター等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましいと示された。</p> <p>平成26年7月にとりまとめられた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」でも、再発・再入院を防ぎ地域生活を維持・継続するための医療・福祉サービスの充実を図ることが必要であるとし、「居宅介護従業者が精神障害者に対してその特性に応じた適切な支援を行えるよう、自治体や保健所、精神保健センター等が連携して研修を実施する等、従業者の支援能力の向上を図る」とされた。</p> <p>精神障害者の障害福祉サービス利用者数の伸びは著しく、その特性に応じた支援が求められるが、さらに地域移行支援の対象である1年以上の長期入院精神障害者も半数以上が65才以上であり、また在宅の精神障害者を介護する家族も高齢化に直面している等、精神障害者の介護ニーズも増大している。障害分野と介護分野の双方に精神障害の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成することは喫緊の課題である。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 検討委員会 障害当事者、学識経験者、医療関係者、障害福祉サービス事業従事者、介護保険事業従事者等からなる検討委員会を設置して、適宜検討しながら事業を進めること。</p> <p>(2) 研修プログラム及びテキストの作成 精神障害に関する体系的な研修を受ける機会が少ない障害福祉サービス事業所及び介護保険事業所等の従事者を想定した、障害特性の理解を中心に据えた研修プログラム及び研修テキストを作成する。なお、研修プログラムは、例えば居住系、通所系、訪問系等サービスの類型別の特性を踏まえて作成し、必要とされる研修内容をそれぞれ整理して提示すること。また、講義と演習を組み合わせる構成とし、実践的な内容となるよう考慮すると共に、受講者同士のネットワーク作りに資する工夫を講ずること。</p> <p>なお、開発した研修をモデル的に実施し、受講者の障害特性の理解や対象者理解、ケアマネジメントの理解や支援技術の獲得に向けてのモチベーションの向上等の視点で研修効果を評価し、改善を加えた上で成果物を完成させることとする。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害の特性に応じた支援を提供するための研修プログラム（講義名、時間数、到達目標、内容等） ・研修テキスト（講義資料、演習の手引き等） ・研修プログラム及び研修テキストの解説書 ・研修効果に関する報告書
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室 / 障害福祉専門官（内線3040）

**平成 27 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 4	知的障害者が制度を理解するための情報提供の在り方に関する研究
補助基準額	400万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という。)が成立し、平成28年4月に施行される。障害者差別解消法では、国などの行政機関等に障害者に対する合理的配慮の提供を義務づけている。</p> <p>障害福祉の制度について、障害者自身が理解することは重要なことであるが、特に知的障害者の場合、情報提供の内容や方法について当事者が理解しやすい合理的配慮が必要となる。特に知的障害者の生活に直接関わる障害者総合支援法及び障害者虐待防止法について、知的障害者が理解しやすい情報提供の在り方について研究し、具体的な情報提供媒体を作成する必要がある。また、これらの作成を通じて、知的障害者に情報提供する場合の配慮事項について標準的な教訓を導き出し、様々な場面で活用できるように整理することが必要である。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字や絵、映像等により障害者総合支援法や障害者虐待防止法について理解ができる複数の知的障害者及び研究者、学識経験者、実践家等をメンバーにした検討会議を設置し、障害者総合支援法及び障害者虐待防止法について、知的障害者が理解しやすい情報提供の在り方について研究する。 ・ 研究結果に基づいて、知的障害者が理解しやすい障害者総合支援法及び障害者虐待防止法を啓発するパンフレットやスライド、映像等の情報媒体を制作する。 ・ 制作した情報媒体を使用した研修プログラムを開発し、実際に知的障害者を対象とした研修会を開催し、効果を検証する。 ・ 検証結果に基づいて必要な修正を加え、情報媒体及び研修プログラムを完成する。 ・ これらの制作を通じて、知的障害者に分かりやすい文章の長さ、見やすさ、カタカナ語の書き換え方、漢字と仮名の交じり方、漢字のルビの振り方等の標準的な配慮の在り方に関するガイドラインを整理した報告書の作成。
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者が理解しやすい障害者総合支援法及び障害者虐待防止法を啓発するパンフレットやスライド、映像等の情報媒体。 ・ 情報媒体を活用した、知的障害者を対象とした啓発研修プログラム。 ・ 研修実施者向けのマニュアル。 ・ 知的障害者に対する分かりやすい文章作成や映像の活用等に関するガイドライン。
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 / 障害福祉専門官 (内線3040)

**平成 27 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 5	入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業
補助基準額	650万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 26 年 4 月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が施行され、同法附則第 8 条において「精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方」について検討を加えることとされている。</p> <p>意思決定及び意思の表明についての支援については、法改正に向けた有識者による検討会の中で、改正法における保護者の廃止に伴い、精神障害者が入院において自らの意思決定及び意思の表明を支援するもの（以下「アドボケーター」という。）を選択出来る仕組みを導入すべきとされたが、その実施主体、具体的活動内容等について様々な意見があることから、アドボケーターについては、法改正には盛り込まず、具体化に向けた調査・研究を行っていくこととなった。</p> <p>これまでに、精神障害者の意思決定の助言・支援を行うための具体的な方策の検討を行い、平成 26 年度の障害者総合福祉推進事業においてモデル事業（以下、平成 26 年度研究）を実施してきた。本年度については、そこで明らかとなった課題や国内外の先駆的な事例の状況、また、社会保障審議会障害者部会での障害者総合支援法における意思決定支援の検討状況等を踏まえ、アドボケーター機能について検討することが重要であり、モデル事業を実施する。また、障害者総合支援法における意思決定支援との関わりにおける枠組みと共に、改正法の 3 年後見直しにおいて改正法に規定すべき意思決定支援内容の同定を念頭に、アドボケーター機能の枠組みの提示と、それぞれの枠組み内容に係るアドボケーターガイドラインを取りまとめる。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者、法律関係者、医療関係者、精神障害当事者、家族等で構成される検討委員会を設置し、モデル事業の実施状況及び調査・検討状況の客観性や妥当性について評価や助言を得ながら、以下の事業を行う。</p> <p>（1）平成 26 年度研究で明らかとなった課題等を踏まえ、意思決定についてのモデル事業を実施し、精神障害者の意思決定及び意思の表明に関する支援マニュアルの作成（改訂）を行う。</p> <p>（2）平成 26 年度研究で明らかとなった課題等を踏まえ、精神障害者の意思決定及び意思の表明に関する研修を実施し、その評価に基づき研修プログラムの見直し及び研修マニュアルの作成を行う。</p> <p>（3）上記（1）（2）や国内外の先駆的な事例の状況、社会保障審議会障害者部会での障害者総合支援法における意思決定支援の検討状況等を踏まえ、障害者総合支援法と改正法の両面から意思決定及び意思の表明のあるべき姿について検討し、アドボケーター機能の枠組みの提示と、それぞれの枠組み内容に係るアドボケーターガイドラインを作成する。</p>

求める成果物	<ul style="list-style-type: none">・入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関する支援マニュアルの作成・改訂・モデル研修の開催と評価による研修プログラムの改訂・アドボケーター機能の枠組みの提示・それぞれの枠組み内容に係るアドボケーターガイドラインを作成
担当課室/担当者	精神・障害保健課 / 地域移行支援専門官 (内線 3 0 2 7)

**平成 27 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 6	長期入院精神障害者の地域移行に向けた支援方策に関する研究
補助基準額	600万円を上限とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成26年7月に取りまとめられた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性（長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ）」では、長期入院精神障害者本人に対する支援について、退院に向けた意欲の喚起 本人の意向に沿った移行支援 地域生活の支援等、地域移行の段階ごとに議論し、具体的方策の方向性について取りまとめた。長期入院精神障害者の地域移行のため、これらの具体的方策の方向性が実現されるよう、必要な検討を行った上で、取組を進めていくことが重要である。</p> <p>特に、本人の意向に沿った移行支援を行うためには、地域移行後の生活準備に向けた支援として精神障害者を精神科病院入院中から支援することが必要であるが、現在この支援については病院等が独自に取り組んでいる状況である。</p> <p>そこで、入院中から地域移行後の生活準備に向けた支援の充実を図るため、地域移行推進のための精神科病院における効果的な取組に関する事例の収集、病院職員への生活準備に向けた研修内容の検討、標準化された研修テキスト及び退院の手引きを作成し、その評価を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者、医療関係者、障害福祉関係者等で構成される検討委員会を設置し、入院中から地域移行後の生活準備に向けた支援の充実に資する以下の事業を行う。</p> <p>(1) 地域移行推進のための精神科病院の効果的な取組に関する事例の収集</p> <p>(2) 精神科病院職員への生活準備支援に向けた研修内容の検討及び標準化された研修テキストの作成とその評価</p> <p>(3) 精神科病院職員向け又は患者向けの退院の手引きの作成とその評価</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行推進のための病院の効果的な取組に関する事例集 ・ 現場で活用可能な研修テキスト及び退院の手引き（ ） ・ 法人のホームページにおける成果物の公表による全国への普及 <p>退院の手引きについては、入院中の精神障害者が、入院中から、精神障害者保健福祉手帳等申請、障害年金の受給に向けた支援、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用するための支援、退院後に利用可能な障害福祉サービス、介護保険サービス等について検討と準備（障害支援区分認定等を含む支給決定の申請手続、要介護認定の申請手続の周知等）ができるような内容を含むものであること。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課 / 地域移行支援専門官（内線3027）